令和８年調布市教育委員会第10回定例会会議録

１．日　　時　令和８年10月23日午前10時00分～午前11時12分（１時間12分）

１．場　　所　教育会館３階　301～303研修室

１．出席委員	教育長	栗原　健
	教育長職務代理者	臼倉美智
	委員	榎本竹伸
	委員	千田文子
	委員	毛利　勝
	委員	白倉代助
１．出席説明員	教育部長	髙橋慎一
	教育部次長兼教育総務課長	松島　修
	教育部副参事兼指導室長	小鍛治誠一
	教育部副参事兼指導室教職員担当課長	鈴木克久
	教育総務課施設担当課長	奥山　尚
	教育総務課副主幹	廣田剛一
	教育総務課副主幹	森木豊和
	学務課長	岡本広美
	学務課課長補佐	坂越武宏
	指導室教育支援担当課長兼教育相談所長	山崎亜子
	指導室指導企画担当課長	平野良弥
	指導室学校経営支援担当主幹	中村伸也
	指導室教育支援担当主幹兼教育支援センター長	海馬澤一人
	指導室副主幹	原田　勝
	社会教育課長	泉　健一郎

	社会教育課課長補佐	小林光輝
	東部公民館長	丸山義治
	西部公民館長	田野﨑　章
	北部公民館長	小川香里
	図書館長	服部聖治
	図書館主幹	海老澤昌子
	郷土博物館長	早野賢二
	郷土博物館副館長	平原孝允
１．事務局出席者	教育総務課総務係主任	浅賀伸紀
	教育総務課総務係主事	五月女　翔
１．会議録署名委員	教育長	栗原　健
	委員	榎本竹伸

〈会議に付した事件〉

議案第38号　調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

議案第39号　調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第40号　調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

議案第41号　調布市青少年交流館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則

議案第42号　調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則

○栗原教育長　　おはようございます。ただいまから令和８年調布市教育委員会第10回定例会を開会いたします。

――――――――――――――　――　――――――――――――――

○栗原教育長　　日程に入る前に事務局へ申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

――――――――――――――　――　――――――――――――――

日程第１　令和８年調布市教育委員会第10回定例会会議録署名委員の指名について

○栗原教育長　　これより日程に入ります。日程第１、令和８年調布市教育委員会第10回定例会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により榎本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

――――――――――――――　――　――――――――――――――

日程第２　報告事項

○栗原教育長　　次に、日程第２、報告事項に入ります。報告事項をすべて報告した後、一括質疑といたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、廣田教育総務課副主幹から、令和８年第３回調布市議会定例会について報告を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹　　それでは、資料１、令和８年第３回調布市議会定例会について御報告いたします。

令和８年第３回調布市議会定例会は、項番１に記載のとおり、９月１日から28日までの28日間の会期で開催されました。

項番２、市長提出議案・市長報告でございますが、計25件、そのうち教育部関連の議案は、資料１から２ページに記載しているとおり計４件で、具体的には、令和７年度調布市一般会計歳入歳出決算の認定について、次のページで、令和８年度調布市一般会計補正予算（第２号）、調布市国史跡下布田遺跡整備工事（第２期）請負契約、（仮称）調布市国史跡下布田遺跡ガイダンス施設新築工事請負契約の一部を変更する契約になります。

３ページをお願いします。項番３及び４ですけれども、今回は市長就任後、初の市議会ということになりますので、令和８年度の基本的施策がございまして、それに対する代表質問、計８会派から出されまして、市長が答弁しております。

項番５、一般質問につきましては17人の議員から質問が出され、そのうち教育部関連は４人の議員から質問を受けております。

項番６、陳情については５件で、そのうち１件が教育部関連でございます。

説明は以上でございます。

○栗原教育長　　次に、森木教育総務課副主幹から、令和８年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹　　教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料２をお願いいたします。

教育施設の工事における10月10日現在の進捗状況となります。

前回の定例会以降、新たに契約した工事は３ページ中段の№24、№25及び４ページ最後の№33の３件となります。

新たに契約した工事の概要です。№24は、第三小学校南校舎の老朽化した空調設備を更新するもので、№25は、同じく第三小学校で校庭の砂ぼこり対策としまして舗装をグリーンダストに改修する工事です。№33は、国史跡下布田遺跡で、令和６年度に遺跡体験ゾーン西側で実施した第１期の公園整備に続き、第２期工事としまして東側の公園整備を行うものです。

また、本日の定例会までに№２の第三中学校防災盤ほか改修工事及び№７の第五中学校普通教室空調機更新工事の２件が完了し、引き渡しまで完了しております。

続きまして、５ページをお願いいたします。

№１の写真は、若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館施設整備ＰＦＩ事業の建設工事における施工状況です。写真の右側の記載のとおり、中学校の校舎棟は、前回に引き続き３階柱、壁の施工を、小学校の校舎棟は、４階の床のコンクリート打設まで完了しています。体育館のあるアリーナ棟は、地上３階の床張りの躯体工事を進めています。

№２の写真は、第三中学校防災盤ほか改修工事で、職員室の防災盤の更新が完了したものです。

№３の写真は、飛田給小学校体育館内部改修工事の施工状況で、鉄骨梁などの塗装改修が終わり、内部の仮設足場を撤去した状況です。この後は床のフローリングの表面を削り、フローリングのコーティング材となるウレタン塗装を施す作業を進めます。

№４の写真は、調布中学校体育館外部改修工事の施工状況で、体育館の金属屋根の表面に射熱塗装を施工した状況です。

№５の写真は、第二小学校給食室改修工事の施工状況で、解体工事が終わり、給食室の床下配管を施工している状況です。

№６の写真は、布田小学校校庭整備工事の施工状況で、前回に引き続きグリーンダストを敷きならしている状況です。

№７の写真は、調布中学校普通教室改修工事の施工状況で、教室間の間仕切り壁下地となる軽量鉄骨下地を施工している状況です。

№８の写真は、（仮称）調布市国史跡下布田遺跡ガイダンス施設新築工事の施工状況で、建物内部の施工に入り、こちらも壁下地となる軽量鉄骨下地を施工している状況です。

№９は、図書館宮ノ下分館改築工事の施工状況で、屋上の防水工事を施工している状況です。

報告は以上です。

○栗原教育長　　次に、中村指導室学校経営支援担当主幹から、令和８年８・９月における市内小・中学校の事故等の報告について報告を願います。中村指導室学校経営支援担当主幹。

○中村指導室学校経営支援担当主幹　　それでは、資料３を御覧ください。令和８年８・９月における市内小・中学校の事故等につきまして、小学校は６件ございます。

１、体育館、６年。当該児童は、体育で後ろ向きに走っていた際、転倒し、左腕を痛めた。病院で受診し、左手首骨折の診断を受けた。

２、校舎階段、１年。当該児童は、中休みに階段を降りていた際、ジャンプして着地し、左足を痛めた。病院で受診し、左足首骨折の診断を受けた。

３、体育館、２年。当該児童は、体育の器械運動で跳び箱にまたがった状態から手で押して降りる際に落下し、右手首を痛めた。病院で受診し、右手首骨折の診断を受けた。

４、６年。当該児童は、体育の器械運動で倒立をした際、バランスを崩して倒れ、右足を痛めた。病院で受診し、右足人差し指及び中指骨折の診断を受けた。

５、２年。当該児童は、体育でしっぽ取りゲームをしていた際、捕まえようとした児童の衣服に指が引っ掛かり右手を痛めた。病院で受診し、右手薬指骨折の診断を受けた。

６、２年。当該児童は、下校中に友達と遊びながら１歩ずつ飛んで移動していた際、石につまずいて転倒し、右足を痛めた。病院で受診し、右足首骨折の診断を受けた。

中学校は１件です。

２年。当該生徒は、部活動でサッカーの練習試合をしていた際、相手選手と接触後、転倒し、左肩を痛めた。病院で受診し、左鎖骨幹部骨折の診断を受けた。

原因でございますが、落ち着いて行動すれば防げたものもあれば、運動経験を充実させ

ていくことで改善できるものもあると考えております。また、体育の時間における安全管理、安全指導の充実が必要なものもありますので、学校へ指導、助言を行い、再発の防止に努めております。

以上です。

○栗原教育長　　次に、海老澤図書館主幹から調布市立図書館神代分館の臨時休館について報告を願います。海老澤図書館主幹。

○海老澤図書館主幹　　それでは、令和８年度調布市立図書館神代分館の臨時休館について御報告をいたします。資料４を御覧ください。

内容といたしましては、空調改修工事のため、令和９年１月13日水曜日から令和９年３月４日木曜日まで臨時休館するものです。

なお、調布市立図書館条例第５条第２号に定める分館の定例休館日は除きます。この間の一部期間につきましては、代替としまして近隣公共施設にて予約本の受け取りや返却ができるよう予定をしております。

説明は以上です。

○栗原教育長　　以上で報告事項の報告は終わりました。これから報告事項に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見はありませんか。白倉委員。

○白倉委員　　資料３についてお聞きしたいと思います。

今、御報告がありましたけれども、今まで学校事故に関しましては、かなり少なかったですが、９月に来て急に骨折事故が増えております。それで１点、まず、小学校の場合はすべて骨折なのですけれども、骨折の中でも様々、はく離骨折、完全骨折、亀裂骨折等々ございますが、もし、お分かりになりましたら、骨折の程度を教えていただければ有り難いと思います。

もう１点です。これは私の感想、補足なのですけれども、今原因について、個人の能力的なもの等、今後体育についての安全指導を充実する等とおっしゃっておりますが、９月に事故が多いということは、長期休暇、夏季休暇を経て、やはり来年の９月にも子どもの運動不足、または様々な要因で、９月に関してはかなり慎重に体育指導と安全指導を行わなくてはいけないという１つの教訓がこの中に含まれているのかなと思います。

やはり子どもたちは運動量が少なくなっているのかなということで、ぜひ安全指導に加えて体育の授業の充実、また休み時間、調布市の場合はかなり校庭が広くて、すごくいい環境ですので、ぜひ外遊びの奨励とか、生活指導も含めてやっていただければ有り難いと

思います。質問としては、初めの骨折のところだけよろしくお願いします。

○栗原教育長　　骨折の状況について、何か詳しい情報がもしあればということです。中村指導室学校経営支援担当主幹。

○中村指導室学校経営支援担当主幹　　御意見ありがとうございます。骨折の程度についてですが、程度につきましてすべて詳細な報告を求めているものではありません。しかしながら、すべてが完全骨折というわけではなく、今御示唆いただきましたとおり、ひび、いわゆる亀裂骨折、はく離骨折等のものもあると認識をしております。

また、併せまして御意見ありがとうございます。長期休暇を経ての９月の運動量確保につきましては、貴重な御示唆をいただいたと思っております。引き続き学校に指導、助言してまいりたいと思います。

○栗原教育長　　白倉委員。

○白倉委員　　分かりました。ありがとうございます。

○栗原教育長　　ほかに質疑、意見はありませんか。毛利委員。

○毛利委員　　毛利です。私からは感想ということで、資料２の建設等の事業について感想を１つ述べさせていただきます。

先日、第四中学校の工事現場を見学させていただきました。着々と工事が進んでいて、もちろん中はまだ工事中の状況ですが、とても天井が高くて立派な校舎ができる予感がしております。そして、出来上がった高さとかもそろそろ想像できるような状態なのですけれども、周囲にマッチしたとてもいい施設ができるのではないかと思います。

工事中は、第四中学校の体育を見ることができたのですけれども、少し狭くなった校庭の中でも一生懸命サッカーなどをしていて、泥んこになって、本当に中学生なのかなというぐらい元気に運動していたので、今は少し我慢なのですが、校舎ができたら、きっと素敵なものができるのではないかと思います。

現場の監督が、夏に雨が多くて進みが大変なところもあったけれども、今は取り返して頑張っていますと言っていましたので、恐らく予定どおりできるのではないかと思います。その辺の調整も皆様していただいているのだと思います。本当に素敵な校舎を企画していただいてありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願いします。

私からは以上です。

○栗原教育長　　ありがとうございます。現在も第四中学校については校庭が使えないという中で教育課程をうまく工夫しながら、生徒にとって、より充実した活動になるように

様々な工夫をしているところであります。完成が待ち遠しいと思います。ほかに質疑、意見はありませんか。榎本委員。

○榎本委員　　資料４について、図書館神代分館の空調改修工事なのですけれども、これ、１か月半ぐらい工期が予定されているみたいなのですが、このぐらい時間は必要なのでしょうか。また、かかってしまうのでしょうか。何か素人考えだと、随分長く休館してしまうのだなという感じなのですが、その辺、なぜこのぐらいかかってしまうのかというのも含めて教えていただけると助かります。

○栗原教育長　　服部図書館長。

○服部図書館長　　こちらにつきましては、開館してから15年程度たっておりますので、すべて空調を取り替えるような工事になります。やはり15年程度たちますと、部品がなくなってきたりしますので、すべて一回取り替えるということで、これぐらいの工期がかかるという状況でございます。

○栗原教育長　　榎本委員。

○榎本委員　　よく分かりました。ありがとうございました。

○栗原教育長　　ほかに質疑、意見はありませんか。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長　　ほかになければ、以上で報告事項を終わります。

―――――――――――――　――　―――――――――――――

日程第３　諸報告

○栗原教育長　　次に、日程第３、諸報告に入ります。

諸報告については、お手元の資料５から８となりますが、事務局からの説明は省略いたします。

これから諸報告全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見はありませんか。千田委員。

○千田委員　　質問とかではないのですけれども、資料５の社会教育委員の会議のところについて感想といいますか、述べさせていただきたいと思います。

市議会の会議の中で社会教育についての話題が出ていたと思います。それを見て、この社会教育委員の会議の中身を見ますと、こういう話合いをされているのならいいなというふうに思いました。かなり協議されて、社会教育の委員会の計画をつくっていらっしゃると思いましたので、この会議の報告については、とても有り難かったと思います。これは

ほかの方々にもぜひ見ていただきたい中身だと思いました。ありがとうございました。

○栗原教育長　　ありがとうございます。ほかに質疑、意見はありませんか。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長　　ほかになければ、以上で諸報告を終わります。

―――――――――――――　―――　―――――――――――――

日程第４　協議題

学校プールのあり方に係る基本的な考え方（素案）に係るパブリック・コメントの実施について

○栗原教育長　　次に、日程第４、協議題の学校プールのあり方に係る基本的な考え方（素案）に係るパブリック・コメントの実施についてを議題といたします。本件について森木教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹　　資料９、調布市立小・中学校プールのあり方に係る基本的な考え方（素案）について御説明いたします。

本件の策定に当たっては、今年度から学識経験者、市立学校校長会会長、ＰＴＡ連合会代表者などで構成する小・中学校プールのあり方に係る検討委員会にて、検討委員の皆様から意見をいただきながら進めているところです。今回は、策定に当たり、市民に広く意見をいただくためのパブリック・コメント実施前に本素案について御審議いただくものです。

初めに、左上段の１、検討の経緯・背景については、学校プールの在り方にかかわる基本的な考え方を示すことに至る経緯を記載しています。

次に、その下、２、これまでの主な取組について、ハード面の学校プール施設に関することと、ソフト面の水泳授業に関することの２つに分けて記載しております。プール施設そのものや附属する設備については、予防保全の観点から、耐用年数を踏まえた改修を行うとともに、温水シャワーの導入や日よけの設置などの環境整備も行っております。水泳授業については、気候変動の対策としまして、６月初旬からの前倒し実施や調和小学校屋内プールでの水泳授業の実施について記載しております。

次に、３、主要な課題等としまして、学校プール施設及び水泳授業にかかわる主要な課題等についてまとめております。課題としましては、大きく分けて上３つが維持管理や施設の更新、新設にかかわる諸費用に関する工事費などの高騰による市の財政負担の側面、

下３つは、現状の屋外プールでの水泳授業における環境変化に伴う児童生徒の安全確保、水泳授業の継続及び教員の負担に関しての課題を示しております。

なお、学校プール及び水泳授業の現状と課題の詳細については、参考資料としまして添付している第１回検討委員会で提示させていただいた、小・中学校プールと水泳授業の現状と課題についてを御覧ください。

次に、右上、４、学校プールの現状と今後の在り方に関する課題整理のポイントです。こちらは、次の５、学校プールの在り方に係る基本的な考え方につなげるため、３での課題を整理するためのポイントを示しており、大きく分けて３つに分けています。

１つ目は、屋外プールでの水泳事情についての課題。２つ目は、気候変動に起因する課題、３つ目としまして、更新や維持管理などを行う上での財政負担の課題について、それぞれのポイントを記載しています。

次に、５、学校プールの在り方に係る基本的な考え方です。基本的な考え方としましては、１つ目は、屋外プールの更新、建て替えは行わず、屋内プールでの整備とする。２つ目は、新しく整備する屋内プールは、すべての学校に整備することはせず、学校配置などを考慮し、複数校で使用する拠点校に整備するという２点となります。

しかしながら、屋内プール整備については、施設配置や財源の確保など、市全体の公共施設マネジメントや市の財政フレームにおいて重要な課題となります。そのため、最後の６、今後の取組としまして、拠点校の選定及び屋内プールの整備に向けたロードマップの作成、引き続き屋外プールを使用するとともに、民間屋内プールを活用した水泳授業の展開などを検討します。また、屋内プールで水泳授業を実施する場合には、外部指導員の配置も併せて検討していきます。さらに、屋内プールでの水泳授業に移行が完了した学校の屋外プールについては、順次解体し、跡地の有効活用を図ります。

最後に、今後のスケジュールです。今年の11月４日から12月４日までパブリック・コメントを実施いたします。その後、パブリック・コメントで寄せられた意見を反映し、検討委員会にて作成に向けた協議を行います。最終的に今年の12月に開催予定の教育委員会定例会にてお示しさせていただき、来年１月に策定したいと考えております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長　　以上で説明は終わりました。本件について質疑、意見等がありましたらお願いいたします。白倉委員。

○白倉委員　　今の資料の７ページ、小・中学校プールと水泳授業の現状のところで質問

させていただきます。

まず１点ですけれども、左側の各学校の予定時数の中で、滝坂小学校と深大寺小学校が60に満たなくて52時間、48時間となっている、この辺はどのような理由からかということ。

あと、中止の理由で、かなり学校格差が出ておりまして、実施率50％満たない学校が何校かございます。中止になった場合の教育活動でどのようなことが行われているのか、２点目に教えていただきたいと思います。

その２点、まずよろしくお願いいたします。

○栗原教育長　　ありがとうございます。資料７ページ、水泳授業の実施状況ということで質問を２点いただきました。小学校の予定時数についてですけれども、特に滝坂小学校と深大寺小学校の状況。それから、もう１つが中止になった場合、どのような教育活動が行われているのかという御質問でした。中村指導室学校経営支援担当主幹。

○中村指導室学校経営支援担当主幹　　御質問ありがとうございます。まず、中止になった理由でございますけれども、調布市の学校におきましては、６月の頭から水泳指導が可能となっております。昨年度につきましては、非常に高温で猛暑の影響があったことが考えられます。また、今年度につきましては、比較的涼しい気候でありましたので、水温及び気温が足りなかったといったところも考えられます。また、梅雨どきもありますので、雨天で中止となってしまったこともございます。そういったところがこちらの数字にも反映されていると思います。特段ここの場所だからといったことは、深く把握していないところですが、たまたまタイミングが重なってしまったところが大きいかと認識しております。

中止になってしまった場合ですけれども、体育館が空いていれば屋内体育に切り替えたり、あるいは体育であれば保健体育の座学を実施したり、また、他の教科等に振り替えたりして適切に対応を取っております。学校のそのときの実態、状況に応じて対応しているところです。

○栗原教育長　　白倉委員。

○白倉委員　　ありがとうございます。表を見るとどうしても、かなりたくさん実施されているところと実施されていないところの格差が少し大きかったものですから、今後もこういう学校格差というのが続いていくと、やはり児童の水泳に関する体験の差が出てくると思うのですけれども、もし中止になった場合、プール指導ができる体制というのは難しいのでしょうか。すみません、追加の質問で。

○栗原教育長　　年間の予定時数とか、実際どのぐらい行われていたのかとか、もし情報があれば、指導室からお願いします。中村指導室学校経営支援担当主幹。

○中村指導室学校経営支援担当主幹　　御質問ありがとうございます。年間につきまして各学年大体10コマ程度、平均的に計画をしているところになります。先ほども申しあげましたとおり、６月上旬から７月下旬の長い期間の間で、そのコマ数は基本的に実施するようにしているとともに、内容につきましても漏れのないよう、未履修がないように取り組んでいるところになります。

○栗原教育長　　小鍛治副参事兼指導室長。

○小鍛治副参事兼指導室長　　先ほどの御質問の中で、60時間を下回る学校があるというお話がございましたが、学習指導要領上は水泳指導の時数というのは定められておりませんで、多くの場合、教科書会社等が８時間から10時間程度ということで、それに倣って各学校で計画をしているところでございます。

そのため、滝坂小学校が過度に少ないということは認識をしておりませんので、適切に配当していると考えております。

○栗原教育長　　白倉委員。

○白倉委員　　よく分かりました。ありがとうございます。

○栗原教育長　　ほかに質疑、意見等はありませんか。千田委員。

○千田委員　　私もこのプールの計画については、とても興味を持って見ているのですけれども、よく細部まで様々な情報を集めてこの資料を作られていて、すごく説得力ある資料だと思いました。今までも教育委員会の中でこのことはずっと課題にしてきたことでしたので、市内全体を総合的に考えて、基本的な考え方、今後の取組が書かれていますが、これは全面的に賛成したいと思います。

そこで、今、授業時数の話も出ましたけれども、質問を２つばかりお願いします。１つは、先ほど８時間から10時間の指導計画をつくっているということだったのですけれども、今年度、滝坂小学校、染地小学校が調和小学校のプールに試行という形で出掛けていたと思います。往復の所要時間を含めて、この時間になっていると思いますけれども、この往復を含めた10時間の指導の中で指導内容が充足できたかどうかということが１つ質問です。

もう１つ質問は、これは市全体として市営プールを使うとか様々なことを考えますと、市全体として考えていくことだと思うのですけれども、学校のプールにつきましては、市民に開放するということを考えに入れているかどうかということをお聞きしたいと思いま

す。お願いします。

○栗原教育長　　質問を２ついただきました。滝坂小学校、染地小学校の往復の時間と実際の授業時数であったり、授業の学習効果というような御質問が１点目です。それから、２点目が学校プールについて今後、市民への開放をどのように考えているかという御質問です。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹　　御質問ありがとうございます。今、調和小学校プールで水泳授業を行っているのは、調和小学校を含めて５校ございますが、そもそもバスでの移動に関して、どうしても授業時間数で移動しなければいけないということもありますので、今回、外部指導員を入れて、時間でロスする分を授業内容で充実させるという趣旨で外部指導員を入れているという前提がございます。外部指導員を入れるに当たりましては、委託業者と学校で協議を重ねまして、それで指導内容を決めているという状況になっております。

また、今後、学校プールの地域開放につきましては、現在、調和小学校では地域開放のプールとしまして開放しておりますので、今後はそういう方向になろうかと思いますが、こちらも今後検討してまいりたいと思っております。

○栗原教育長　　千田委員。

○千田委員　　ありがとうございます。一度、調和小学校のプールに染地小学校が来ている指導の状況を見させていただいて、とても充実していると思いました。休む間もなく、どんどんどんどん泳いでいくので、これだったら泳力は完璧に上がると思ったところでしたが、この時間数的には、確かに外部指導員が入ればかなり充実するので、指導内容は達成できると思いました。

では今後、この外部指導員を入れるということも検討内容に入っているのでしょうか。読み落としているかもしれないので教えてください。

○栗原教育長　　それは素案の中にということでよろしいですかね。素案の６の今後の取組の辺りかと思います。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹　　外部指導員の配置につきましては、今後の取組の下から２個目、屋内プールにおける水泳授業については、外部指導員の配置も併せて検討しますということになっております。

ちなみに、調和小学校で児童生徒及び保護者、あと学校の先生にもアンケートやヒアリングをさせていただきまして、実際、調和小学校の屋内プールで外部指導員を入れた授業

につきましては、おおむね肯定的な意見をいただいているとともに、学校の先生からは、やはり泳力が伸びているという評価もいただいております。

○栗原教育長　　千田委員。

○千田委員　　ありがとうございました。では、ぜひこの外部指導員の配置を併せて実現の方向に持っていっていただければいいと思います。ありがとうございました。

○栗原教育長　　ありがとうございます。ほかに質疑、意見等はありませんか。榎本委員。

○榎本委員　　今、様々御説明いただいております４ページの水泳授業の実施状況の表についてお尋ねしたいのですけれども、中止の理由のところに、杉森小学校は雷で31回とございます。杉本小学校の周辺の学校というと、布田小学校、染地小学校、第二小学校となりますが、雷で中止になった学校は、この３校にはございません。気温に関しても第二小学校は15回、杉森小学校は16回、布田小学校６回、染地小学校０回、この気温に関しては、気温プラス水温の関係もきっとあるかと思います。要するにプールそのもの、水槽の問題もあるかもしれません。ただ、雷というのはどうでしょうか。数百メートル違いで、１キロも離れていないところでこれだけの数字の違いというのは、私は不思議でなりません。

　ということで、この資料そのものの正確性が問われるかと。このまま市民の方に御提案を求めたときに、必ずや皆様不思議に思うことだと思うので、この辺の説明をまず今頂戴したいのと、これが本当に正確なのかも含めて教えていただきたいと思います。

○栗原教育長　　雷のプール、その他の体育的な活動も含まれるかもしれませんけれども、何か補足といいますか情報があれば。中村指導室学校経営支援担当主幹。

○中村指導室学校経営支援担当主幹　　御指摘ありがとうございます。まず、雷につきましては、プールに限らず音が鳴った瞬間、あるいは気象庁の雷ナウキャスト等を確認しまして、危険であった場合には運動は必ず中止することと指導しておりまして、徹底しているところです。

　また、資料の信用性といったところを突かれると、少し窮してしまうところがあるかもしれないのですが、実施する日がすべて一緒ではない、該当の日に雷があったということで把握できるところもあると思っております。

○栗原教育長　　雷については、雷注意報はかなり頻繁に発令されています。そして、警報がないということからも、雷については非常に予測が難しい。そういった現状があり、雷注意報が出たときに、指導室からは雷ナウキャストという仕組みで、危険性について判断する材料としまして雷ナウキャストの情報も基に判断するようにといったことをしてい

ます。したがいまして、注意報が出たから必ず中止するかどうか、安全策を取ってやめておくかという判断は、各学校によって若干、安全策を強く取るところと、雷ナウキャストを見ながら、まだ大丈夫だろうというような、そういった判断で差が出ているということが考えられます。

○榎本委員　　御説明としてはよく理解できましたが、あまりにもこの数字の開きというのは、やはり不安になってしまうのではないかと思いますので、何かこれを提案するときの工夫というものは必要と考えます。どうもありがとうございました。

○栗原教育長　　ありがとうございます。ほかに質疑、意見はありませんか。臼倉教育長職務代理者。

○臼倉教育長職務代理者　　あり方検討委員会の立ち上げから、今回この御提案まで本当にありがとうございました。まずは第一歩を踏み出したということで受け止めさせていただきました。

素案の６番、今後の取組についてなのですが、ここに暫定的に民間事業者の保有する屋内プールを活用した水泳授業について今回挙げられました。暫定期間とはいえ、今回このように民間事業者との連携、活用に触れているというのは、とても画期的なことだと思います。また、今後、各方面に様々影響を及ぼすことかと理解しました。

そこで、資料の20ページにもございますが、市内の民間プールの受け入れに対して好意的な感触があるのかどうか、ヒアリングの結果等を教えていただければと思います。

○栗原教育長　　ありがとうございます。20ページの民間プールについてということで御質問いただいております。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹　　御質問ありがとうございます。調布市内の民間屋内プールを所有している事業者につきましては、今回の検討委員会に併せましてヒアリングをさせていただいております。今回、屋内プールをお借りして水泳授業をさせていただきたいという御説明をしたところ、皆様おおむね前向きに好意的な御回答をいただいておりますので、今後はそういった事業者様に対して、引き続きアプローチをかけていきたいと考えております。

○栗原教育長　　臼倉教育長職務代理者。

○臼倉教育長職務代理者　　どうもありがとうございます。これは長期間の長いスパンの事業かと思いますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○栗原教育長　　ほかに質疑、意見等はありませんか。毛利委員。

○毛利委員　　毛利です。私からは質問ではなく感想ということで、一言述べさせていただきたいのですけれども、各委員さんからも出ていたとおり、この資料はとても様々な情報が網羅されていて、確かに少し気になるような数字もありますし、それもまた現状というように思います。

私が一番注目したいのは、やはり費用が明確に出ているということ。これは費用が高いということではなくて、やはり教育にはこのように費用がかかる。それは、では削減しようとか、そういうことではないですし、これだけかけることで子どもたちを成長させることができるということが、とてもありありと分かる資料だと思うので、コメントをいただくだけでなく、この資料をまず多くの市民の方に見てもらえるといいと思いますし、皆様にここまでまとめていただいた、そして、素案を出していただいたことに本当に感謝しております。できるだけ多くの人に見てもらえるように、身近な人には話してみたいと思います。

○栗原教育長　　ありがとうございます。学校プールのあり方については、様々御意見あろうかと思いますけれども、この資料を基に、現状について市民の方にも保護者の方にも御理解をいただいた上で、また様々な御質問、御意見をいただければと思っております。ほかに質疑、意見はありませんか。白倉委員。

○白倉委員　　最後の25ページの水泳授業の課題のところで質問と意見を述べさせていただきます。

数年後、拠点校の校数が決まって室内プールが何個かできると。工事完成まで数年かかると思うのですけれども、その間、今の屋外プールで継続指導をしていかなくてはいけないということで、学校に関しては非常に不安な面が多くなるかと思います。現場としては今、日よけの問題で、プールができる気温、状況であるといってプールが始まると、やはり紫外線の問題が子どもの健康管理で一番大きくなると思います。ですから、今後そういう日よけの設置で、なるべく紫外線がよけられるように、さらにこの辺の充実をしていただければ有り難いと思っております。

あと、教員の軽減負担で２番目のところですけれども、本当に私の知人も、注水事故で実際、校長が賠償金を払ったというケースを聞いたものですから、注水事故とかというのは、本当にどこで起こってもおかしくないような事故なのです。つまり、それは教員の忙しさから起きて忘れちゃった、体育主任が忘れちゃったとか、そういうことで大きな注水事故につながっていると思うのです。

ですから、今後、教員以外の人に、例えば濾過機の管理とか液体塩素を入れるとか機械の操作、あとは水質管理、その辺のところを任せる。主事さんとかにやっていただければ、教員の負担が非常に減るのではないかと思いました。これは１つの意見でございます。

私からは以上です。

○栗原教育長　　まず、日よけについてですけれども、現状や今後の見通しについての情報があれば。それから、教員の負担軽減について何か情報があれば、事務局から説明できますでしょうか。森木教育総務課副主幹。

○森木教育総務課副主幹　　御質問ありがとうございます。屋外プールでの紫外線対策という形になりますが、一応、日よけの設置につきましては、他自治体での先行事例とかも踏まえまして、今後、屋外プールのプールサイド及びプールの水槽の上にも日よけをかけられるような検討を今後していきますので、予算を見ながら着実に数は増やしていこうと考えております。

次に、教員のプールの管理につきましては、今御提案ありました技能主事にやっていただくという内容については、一応、今後、検討課題として考えていければと考えております。

○栗原教育長　　白倉委員。

○白倉委員　　ありがとうございます。やはり様々心配な点、不安な点を抱えていると思いますので、ぜひ今後、教員の現場の声を聞いていただいて、施設の充実につなげていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

○栗原教育長　　ありがとうございます。日よけについても、常時設置するタイプなのか、あるいは開閉式にするのか、そうすると開閉する作業量は大丈夫かとか、そういった細かい部分についても学校の現状をよく踏まえながら、学校の声も聞きながら検討を進めてまいりたいと思っております。

ほかに質疑、意見はありませんか。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長　　ほかにないようですので、以上で質疑、意見を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については、原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長　　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

―――――――――――――　―――　―――――――――――――

日程第５　議案

議案第38号　調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則

○栗原教育長　　次に、日程第５、議案に入ります。

議案第38号「調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。本件について、廣田教育総務課副主幹から提案理由の説明を願います。廣田教育総務課副主幹。

○廣田教育総務課副主幹　　それでは、議案第38号「調布市教育会館条例施行規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。議案書をお願いします。

本件は、施設予約システムの更改に伴い、教育会館２階会議室の使用に伴い、登録カードを廃止するとともに、手続きに係る規定を改めるほか、所要の改正を行うため提案するものでございます。

まず前提としまして、施設予約システムについて御説明いたします。現在の施設予約システムにつきましては、市のスポーツ施設や文化施設、教育会館、市長部局や教育委員会が管理する施設の貸し出しに際し、市民による予約手続きや所管課による予約管理の際に使用しております。当該システムにつきましては、現在の事業者から令和８年度末でサービスを終了するということが通知されたことから、その代替としまして新たな予約システムの導入を決定してまいります。

このことに伴いまして、関係例規で定めている内容に変更が生じることから、関係する例規の一部を改正するものでございます。本議案につきましては、当該システムを使用する調布市教育会館の２階会議室に関する内容となっております。

それでは、改正内容につきまして説明いたします。新旧対照表をお願いいたします。

初めに１ページ、改正後、左側です。第２条第１項を御覧ください。会議室の使用団体登録申請につきましては、使用者による申請後、教育委員会がその申請内容を審査し、承認時は使用団体登録カードの交付をするという方法から、予約システムを用いた委員会が定める方法にて行う方法に改めます。

当該項目につきましては、３ページです。第６条、使用申請の項目につきましても、新たな運用に沿って同様に改めるものです。

１ページ戻りまして２ページ、改正後の第３条、抽せん申し込みをお願いいたします。こちらの規定につきましても、現在の運用を基とし、新たなシステムを使った運用に沿った内容に改めるものでございます。

続きまして、４ページ、改正前の第８条、使用申請の効力停止を御覧ください。ここでは使用予定者が無断で使用しなかった場合に適用される第８条を削りまして、使用制限について定めた第９条第１項の規定を準用することといたします。

そのほか、新たなシステムの運用に即して各様式を改めるほか、所要の改正を行うものでございます。

本規則の施行日は、令和８年11月１日であり、改正後の規定は、次期システムが本稼働する令和９年２月１日以降の使用から適用いたします。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申しあげます。

○栗原教育長　　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長　　質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長　　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

――――――――――――――　――　――――――――――――――

議案第39号　調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○栗原教育長　　続いて、議案第39号「調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。本件について、奥山教育総務課施設担当課長から提案理由の説明を願います。奥山教育総務課施設担当課長。

○奥山教育総務課施設担当課長　　議案第39号「調布市立学校施設における学校教育活動の使用時以外の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明します。

01、議案書を御覧ください。本件は、議案書の下段にある記載のとおり、施設予約システムの更改に伴い、調布中学校テニスコートの使用に伴う登録カードを廃止するとともに、手続きに係る規定を改めるほか、所要の改正を行うため提案するものです。

こちらの施設予約システムは、先ほど御説明した教育会館会議室を貸し出しする際に使用するシステムと同じく、新たな予約システムの導入に伴い、関係例規で定めている内容に変更が生じることから、関係する例規の一部を改正するものです。

なお、本議案につきましては、当該システムを使用する調布中学校テニスコートなどに関する内容となります。

続きまして、03、新旧対照表を御覧ください。主な改正内容について御説明します。

初めに、１ページ、第４条をお願いします。調布中学校テニスコートの使用個人登録や使用団体登録の申請について、使用者や使用団体による申請後、教育委員会が認めたときは使用登録カードまたは使用団体登録カードの交付から、委員会が別に定める方法により通知するものと、それに改めます。また、登録の有効期間につきましては、教育会館会議室や学校の校庭等の開放と同様に３年へと改めるものです。

次に、６ページ、改正前の第12条、使用登録の効力停止をお願いいたします。ここでは使用予定者が無断で使用しなかった場合などに適用される第12条は削除しますが、本条例の第６条、使用の不許可の規定を根拠としまして、従来どおりの運用を継続してまいります。

その他、新たな予約システムの運用に即して各様式を改めるほか、所要の改正を行うものです。

本規則の施行日は令和８年11月１日であり、改正後の規定は、新たな予約システムが本稼働する令和９年２月１日以降の使用から適用します。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長　　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長　　質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長　　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

――――――――――――――　　――　　――――――――――――――

議案第40号　調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

○栗原教育長　　続いて、議案第40号「調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。本件について、小林社会教育課課長補佐から提案理由の説明を願います。小林社会教育課課長補佐。

○小林社教育課課長補佐　　議案第40号「調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

本議案は、先ほど御説明いたしました議案第38号と同様に、施設予約システムの更改に伴い、登録カードを廃止するとともに、手続きに係る規定を改めるほか、所要の改正をするものです。

当該施設予約システムは、第一小学校、第三小学校、第七中学校の学校開放事業にて使用しています。現行の施設予約システムが令和８年度末でサービスを終了するため、新たな施設予約システムへの更新を行うとともに、新システムの運用に併せて予約手続き等に係る規定を改めるため、提案するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

初めに、新旧対照表２ページの第５条の２第２項を御覧ください。開放団体の登録申請は、教育委員会がその申請内容を審査し、承認時は団体登録カードの交付の方法から、委員会が別に定める方法により通知する方法に改めます。

続きまして、４ページの第６条の３を御覧ください。使用予定者は、施設を使用するときは係員に対して登録カードの提示の方法から、第６条の２第１項に規定する使用許可を確認できるものの提示の方法に改めます。

続きまして、４ページの改正前の第６条の４を御覧ください。使用予定者が無断使用取り消しの違反を行った場合に適用される使用申請の効力停止について定めた本条文は削り、使用制限について定めた第９条に規定します。今後、使用予定者による違反は、第９条第１項第４号で使用制限を行います。

本改正の施行期日は、令和８年11月１日からとさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長　　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。毛利委員。

○毛利委員　　毛利です。今説明いただいた中で、念のため確認させていただきたいのですけれども、今回修正を行った部分というのは、一般開放の学校の部分に限るということで、システムを入れ替えるという目的において、そのような改正をするということだったかと思います。だとすると、このような今回とても分かりやすい条文にしていただいて、とても内容がすっきりしたと思うのですけれども、総合開放においても同様の条文の記載であったり、同様のルールで運営してもらうようにというようなお考えがあるのかどうか教えていただければと思います。

○栗原教育長　　総合開放について、地域住民が組織する開放運営委員会に係る御質問だと思います。泉社会教育課長。

○泉社会教育課長　　御質問ありがとうございます。総合開放につきましては、各学校での総合開放運営委員会で、その運営につきましてはそれぞれ担っていただいているところでございます。そちらにつきましては、総合開放全体の内規といいますか、ルールを持っていますので、そちらに基づいて、今後も継続して運営していただくという考えでございます。

○栗原教育長　　毛利委員。

○毛利委員　　ありがとうございます。今回、一般開放がすごく分かりやすく整理された内容になったので、総合開放も随時、丁寧に進めていただければと思います。ありがとうございます。

○栗原教育長　　ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長　　ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長　　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

――――――――――――――　――　――――――――――――――

議案第41号　調布市青少年交流館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則

○栗原教育長　　続いて、議案第41号「調布市青少年交流館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。本件について、小林社会教育課課長補佐から提案理由の説明を願います。小林社会教育課課長補佐。

○小林社教育課課長補佐　　議案第41号「調布市青少年交流館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

本議案は、青少年交流館における使用時間の区分を改めるとともに、所要の改正をするものです。

青少年交流館は、青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し、社会性や協調性をはぐくみ、豊かな人間性の形成を図ることを目的とした社会教育施設です。開館時間は午前10時から午後９時としており、このうち小学生、中学生及び高校生のみが使用できる青少年開放時間について当該規則で定めています。

このたび、当該規則に定める青少年開放時間と実際の青少年の利用状況との間に乖離が見られたことから、実態に即した青少年解放時間となるよう規定を見直すため、本議案を提案するものです。

改正内容につきまして、新旧対照表を御覧ください。

初めに、新旧対照表の１ページの第３条を御覧ください。青少年開放時間は「おおむね午後零時から午後６時まで」を「調布市教育委員会が別に定める時間」に改めます。

続きまして、第４条第１項及び第３項を御参照ください。使用団体登録申請書に加えて、「委員会が必要と認める書類を添えて」を追加しています。現行使用団体に対して、青少年交流館における使用上の注意事項の同意書の提出を求めているため、実態に即して改めます。

本改正の施行期日は、令和８年11月１日からとさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長　　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。白倉委員。

○白倉委員　　分からないところがございまして、今の改正後の第３条の使用時間ですけれども、別に定める時間って具体的に何時から何時までですか。

○栗原教育長　　今御質問いただきました、第３条、改正後はどのような時間帯になるかという御質問です。小林社会教育課課長補佐。

○小林社教育課課長補佐　　御質問ありがとうございます。規則の第３条で定めるこちらの教育委員会が別に定める時間ですが、こちらの定め方なのですが、この規則の下に要綱を定めておりまして、要綱で時間を規定しております。その規定の時間としましては、午後１時半から午後６時までを青少年開放時間とさせていただきます。

○栗原教育長　　白倉委員。

○白倉委員　　分かりました。午後零時と何か不具合があったのでしょうか。今まで午後零時からだったのですが、なぜ１時半にしたかということで。

○栗原教育長　　小林社教育課課長補佐。

○小林社教育課課長補佐　　ありがとうございます。現状、青少年開放時間は午後零時からとしていたのですけれども、実際、青少年が使う時間帯としましては、やはりお昼御飯を食べた後だったり、小学校が終わった後だったり、学校が終わった後に御利用されるという実態がありまして、それ以降に青少年解放時間とさせていただく方が、それ以外の時間帯は青少年以外の方も使えるような状況になりますので、今回改めさせていただきたい

と考えております。

○栗原教育長　　白倉委員。

○白倉委員　よく分かりました。ありがとうございます。

○栗原教育長　　ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長　　ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長　　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

――――――――――――――　――　――――――――――――――

議案第42号　調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則

○栗原教育長　　続いて、議案第42号「調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則」について議題といたします。本件について、小林社会教育課課長補佐から提案理由の説明を願います。小林社会教育課課長補佐。

○小林社教育課課長補佐　　議案第42号「調布市社会教育関係団体の登録及び支援に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

本議案は、調布市社会教育関係団体の登録内容に変更が生じた際の手続きの方法及び登録証の返納について、現状の運用に合わせるため、規則を改正するものです。

調布市社会教育関係団体は、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体のうち、調布市における社会教育の振興及び発展を図ることを目的としまして、教育委員会が登録認定した団体です。調布市社会教育関係団体の登録内容に変更が生じた際は、団体へ変更手続きや登録証の返納を求めていますが、変更手続き等について明確化するため、本議案を提案するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

初めに、新旧対照表の１ページの第３条第２項を御覧ください。現行登録内容の変更等が生じた場合、登録団体に対して変更手続き等に係る資料の提出を求めているため、実態に即して第２項の内容を追加しています。

続きまして、新旧対照表の２ページの第６条第３項を御覧ください。現行登録内容の変更等が生じた場合、登録団体に対して登録証の返納を求めているため、実態に即して第３

項の内容を追加しています。

本改正の施行期日は、令和８年11月１日からとさせていただきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○栗原教育長　　以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。毛利委員。

○毛利委員　　毛利です。今回の変更について、今までルールが明確になっていなかったところをはっきり記載したということで、とても分かりやすいと思います。社会教育団体ですので、一度登録して運営がうまくいかなくなったり、あるいは何かの事情で活動を休止する、終了するということはあることだと思いますので、そういった場合には、こういう手続きをするというのは、とてもよく分かると思います。

１点、社会教育団体ですので、こちらから毎々チェックをしているということはないと思うので、自己申告で終了の場合は連絡をいただくということだと思いますので、登録時にきっちりと御案内をさせていただくことも必要だと思いますし、現在登録されている団体さんは、この変更を知ることがなかなか難しいかもしれませんので、そこのところの周知もぜひお願いできればと思っております。

感想みたいになりましたが、以上です。

○栗原教育長　　ありがとうございます。規則改正についての周知方法については、何か事務局で考えていることはありますか。泉社会教育課長。

○泉社会教育課長　　既存の登録団体につきましては、こちらからメール等で、今回このような改正がありましたということは周知をさせていただきたいと思います。また、委員御提案のように、新たに登録をされる団体につきましては、その登録の際に、このような規則で、こういう場合にはこうしてくださいというような案内を丁寧にしていきたいと考えております。

○栗原教育長　　毛利委員。

○毛利委員　　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

○栗原教育長　　ほかにございませんか。よろしゅうございますか。

（「なし」との声あり）

○栗原教育長　　ほかにないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○栗原教育長　　御異議なしとのことでありますので、さよう決定いたします。

―――――――――――――　――　―――――――――――――

○栗原教育長　　以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和８年調布市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教　　育　　長

委　　員